

No.248 令和8年1月20日発行

第4回定例会／11月26日～12月19日

編集 議会広報委員会 発行 東京都台東区議会

〒110-8615 台東区東上野4-5-6 ☎03(5246)1472・1473 <https://www.city.taito.lg.jp/kugikai/>



## 『令和7年度一般会計補正予算（第5回・第6回）』、 『地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書』など 議案25件を可決

台東区議会は、令和7年第4回定例会を、11月26日から12月19日まで24日間にわたって開催しました。今定例会では、区政に対する各会派の一般質問が行われました。また、『令和7年度一般会計補正予算（第5回・第6回）』、『地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書』など議案25件を可決したほか、皆さまから提出された陳情4件を審議しました。

## 今定例会で決定した意見書

### 『地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書』

国民生活の安心安全を担う地方消費者行政が安定的に遂行されるよう、地方消費者行政強化交付金の交付期限延長等の財政措置を求める意見書を国へ提出しました。

### 『固定資産税・都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書』

中小企業者等の経営基盤の支援強化を図るため、固定資産税・都市計画税の軽減措置等を令和8年度以降も継続することを求める意見書を東京都へ提出しました。

## 政務活動費の公表

台東区議会では政務活動費の会派別収支状況を公表しています

### 政務活動費とは

地方自治法や「区議会政務活動費の交付に関する条例」に基づき、区議会議員による区政の調査研究に必要な経費の一部として、議会の会派に対し交付するものです。

### 政務活動費の使途

交付された政務活動費は、使途基準に従い必要な経費に限定して支出することができます。次のような経費に支出することは認められません。

- ・ 選挙活動、政党活動、私的な活動に係る経費
- ・ 慶弔、見舞い、餞別等の交際経費
- ・ 議員だけが出席する会議に要する経費や専ら飲食のみに要する経費

研究研修費	研究会や研修会の開催又は参加に要する経費
調査旅費	先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	資料の作成に要する経費
資料購入費	図書、資料等の購入に要する経費
広報費	調査研究活動、議会活動及び区の政策について区民に報告し、周知するために要する経費
広聴費	区民等から区政及び会派の政策等についての要望、意見を収集するために要する経費
交通費	日常的な調査研究活動に係る交通に要する経費
通信費	日常的な調査研究活動に係る通信に要する経費
人件費	補助職員を雇用する経費
事務費	会派の事務運営に要する経費
事務所費	事務所の設置に要する経費

### ●令和7年度上期（4月～9月）の会派別収支状況（10月31日時点）

単位：円

経費項目	自由民主党 11名	公明党 5名	つなぐプロジェクト (無所属・都ファ・国民) 5名 ※5月14日付 名称変更	台東むすびの会 (維新・参政・無所属) 4名	れいわ立憲 にじいろの会 3名	日本共産党 3名	無所属 台東 1名
交付額 (A)	9,900,000	4,500,000	4,500,000	3,600,000	2,700,000	2,700,000	900,000
研究研修費	138,000	0	35,000	132,000	60,770	116,100	0
調査旅費	1,579,186	185,206	11,100	0	0	0	0
資料作成費	0	0	0	0	0	0	0
資料購入費	144,168	228,811	58,975	0	23,559	265,332	55,002
広報費	306,128	560,002	3,150,065	257,521	97,282	32,900	66,033
広聴費	601,168	0	208,668	56,368	100,000	0	0
交通費	1,246,868	429,094	361,034	106,730	324,502	271,309	3,100
通信費	1,025,569	213,493	410,299	136,163	193,443	286,728	172,802
人件費	1,611,500	0	180,000	69,780	0	0	0
事務費	1,434,882	1,240,958	263,073	14,400	413,206	712,388	0
事務所費	900,000	600,000	0	300,000	0	900,000	300,000
支出額計 (B)	8,987,469	3,457,564	4,678,214	1,072,962	1,212,762	2,584,757	596,937
差引額 (A-B)	912,531	1,042,436	△ 178,214	2,527,038	1,487,238	115,243	303,063

1. 各会派への交付額は、1人あたり月額150,000円に会派人数を乗じた月数分で算出されます。
2. 各会派の年間支出額が、年間交付額を下回った場合は、区に返還されます。

### 領収書等関係書類の閲覧

各会派が支出した政務活動費の領収書、報告書等の関係書類については、情報公開請求の手続きにより、閲覧をすることができます。